



令和 5 年 12 月 15 日

## 陳 情 書

高浜町議会議長 小幡憲仁 様

公益社団法人 高浜町シルバー人材センター  
理事長 的場 輝夫



シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について

我が国においては、人口減少、少子高齢化が進展し、人生百年時代を迎えた今、誰もが生涯現役で活躍できる社会の実現が求められています。

その実現のため、シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化と医療費や介護費用の削減などに寄与しているところです。

そのような中、令和 5(2023)年 10 月に、消費税において適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入される予定となっています。

同制度の導入後、消費税を算定する上での仕入税額控除は、税務署に申請して登録を受けた消費税課税事業者が発行するインボイス（適格請求書）に記載してある消費税額によることとなります。

しかしながら、シルバー人材センターの会員のような年間課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されており、インボイスを発行することができません。

従って、シルバー人材センターが会員へ支払う配分金（消費税が含まれている。）については、これまで仕入税額控除ができていたものができなくなり、その分をシルバー人材センターが新たに納税する必要が生じることとなります。

しかしながら、公益法人であるシルバー人材センターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はなく、まさに運営上の死活問題となります。

また、会員に対して、課税事業者としての登録を選択し、納税することを求める方法もありますが、人生百年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「生きがい就業」に取り組んでいるシルバー人材センターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。

つきましては、消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないシルバー人材センターの会員の手取額が減少することなく、また、シルバー人材センターが安定的な事業運営が可能となる措置を講じていただきますよう、国に対し、意見書を提出するよう求めます。

## 適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入における支援について

令和 5(2023)年 10 月に、消費税において適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入される予定となっています。

同制度の導入後、消費税を算定する上での仕入税額控除は、税務署に申請して登録を受けた消費税課税事業者が発行するインボイス（適格請求書）に記載してある消費税額によることとなります。しかしながら、シルバー人材センターの会員のような年間課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されており、インボイスを発行することができません。

従って、シルバー人材センターが会員へ支払う配分金（消費税が含まれている。）については、これまで仕入税額控除ができていたものができなくなり、その分をシルバー人材センターが新たに納税する必要が生じることとなります。

しかしながら、公益法人であるシルバー人材センターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はなく、まさに運営上の死活問題となります。

また、会員に対して、課税事業者としての登録を選択し納税することを求める方法もありますが、人生百年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「生きがい就業」に取り組んでいるシルバー人材センターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようとしている高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないシルバー人材センターの会員の手取額が減少することなく、また、シルバー人材センターが安定的な事業運営が可能となる措置を講じていただきますよう、全国市長会等を通じて、国に対する働きかけを要望いたします。

## 適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入における支援について

### ◆ 現行制度

- 会員へ支払う配分金には、10%の消費税が含まれている。
- 会員は免税事業者(1,000万円以下)であるため、消費税を納税していない。
- シルバー人材センターは、会員の消費税の納税の有無に関わらず、配分金に含まれる消費税分を仕入税額控除として消費税を算定している。

### ◆ 制度改正・適格請求書等保存方式（インボイス制度）

- インボイス（適格請求書）とは、事業者間の商取引で、消費税率や税額を正確に把握するために発行する請求書等のこと。
- インボイスは、税務署に申請して登録を受けた消費税課税事業者のみが発行できる。
- 消費税の仕入税額控除はインボイスに記載してある消費税額。

[経過措置] インボイスが発行されない仕入税額控除

◇ 令和 5 年 10 月～令和 8 年 9 月 … 80%仕入税額控除可

◇ 令和 8 年 9 月～令和 11 年 9 月 … 50%仕入税額控除可

◇ 令和 11 年 10 月～ … 完全実施 [全額・仕入控除不可]

※ 【例外・農協特例】農業協同組合・漁業協同組合が生産者（組合員等）から委託を受けて行う農林水産物の販売は全額控除可

### ◆ インボイス制度の導入による影響

シルバー人材センター事業のうち、請負・委任事業で会員へ支払う配分金にかかる仕入税額控除ができなくなる。(派遣事業は給与 → 消費税の対象外)

[増加となる消費税額]

配分金	R5.10～R8.9 (仕入れ控除 80%)	R8.10～R11.9 (仕入れ控除 50%)	R11.10～ [完全実施]
600,000 千円	(2%)12,000 千円	(5%)30,000 千円	(10%)60,000 千円

### ◆ 消費税増額への対応方法と課題

- ① シルバー人材センターの財源で負担する。[センター負担]  
[課題] 税負担できる財源がない。
- ② 消費税増額分を事務費に上乗せて契約する。[契約者負担]  
[課題] 会員の益税のための契約額アップであり、理解を得られない。
- ③ 会員が課税事業者として登録し納税する。[会員負担]  
[課題] 会員の手取額は減少する。  
免税事業者であり、理解を得ることは困難。

### ◆ 要望

シルバー人材センターが会員に支払う配分金についても、農協特例のような仕入税額控除が認められる特例の制定。

### ◆ 今後の予定（※：未定）

全国シルバー ⇒ 国会議員(議連)

県連合シルバー ⇒ 知事・※県議会、※国会議員(議連)、※自民党県連

市・町シルバー ⇒ 市町長・※市町議会

## シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

我が国においては、人口減少、少子高齢化が進展し、人生百年時代を迎えた今、誰もが生涯現役で活躍できる社会の実現が求められている。

その実現のため、シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化と医療費や介護費用の削減などに寄与している。

そのような中、令和 5(2023)年 10 月に、消費税において適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入される予定となっている。

同制度の導入後、消費税を算定する上での仕入税額控除は、税務署に申請して登録を受けた消費税課税事業者が発行するインボイス（適格請求書）に記載してある消費税額によることとなる。

しかしながら、シルバー人材センターの会員のような年間課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されており、インボイスを発行することができない。

従って、シルバー人材センターが会員へ支払う配分金（消費税が含まれている。）については、これまで仕入税額控除ができていたものができなくなり、その分をシルバー人材センターが新たに納税する必要が生じることとなる。

しかしながら、公益法人であるシルバー人材センターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はなく、まさに運営上の死活問題である。

人生百年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められている中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「生きがい就業」に取り組んでいるシルバー人材センターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス

制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないシルバー人材センターの会員の手取額がさらに減少することなく、また、シルバー人材センターが安定的な事業運営が可能となる措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長 細田博之 殿

参議院議長 山東昭子 殿

内閣総理大臣 岸田文雄 殿

財務大臣 鈴木俊一 殿

厚生労働大臣 後藤茂之 殿

福井県高浜町議会